

令和4年 第1回

いなべ市議会 定例会 議案

令和4年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
諮問 第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
同意 第1号	いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	
議案 第2号	いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第3号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第4号	いなべ市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第5号	いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第6号	いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第7号	いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第8号	いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	

令和4年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第9号	財産の無償貸付について(北勢線運営事業に係る三岐鉄道株式会社への無償貸付)	
議案 第10号	いなべ市道路線の認定について	
議案 第11号	いなべ市道路線の変更について	
議案 第12号	令和3年度いなべ市一般会計補正予算(第11号)	
議案 第13号	令和3年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
議案 第14号	令和3年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
議案 第15号	令和3年度いなべ市介護保険特別会計補正予算(第2号)	
議案 第16号	令和4年度いなべ市一般会計予算	
議案 第17号	令和4年度いなべ市国民健康保険特別会計予算	
議案 第18号	令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算	

令和4年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第19号	令和4年度いなべ市介護保険特別会計予算	
議案 第20号	令和4年度いなべ市水道事業会計予算	
議案 第21号	令和4年度いなべ市下水道事業会計予算	
	以下余白	

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町麻生田2753番地

氏 名 川瀬 勉

生年月日 昭和30年12月13日

任 期 令和4年7月1日から令和7年6月30日まで

提案理由

人権擁護委員10人のうち、川瀬勉委員が令和4年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町石樽東2896番地

氏 名 伊藤 千奈美

生年月日 昭和32年5月25日

任 期 令和4年7月1日から令和7年6月30日まで

提案理由

人権擁護委員10人のうち、羽場一仁委員が令和4年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員として伊藤千奈美氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第 1 号

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意
を求めることについて

次の者をいなべ市固定資産評価審査委員会の委員としたいから、その
選任について議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 愛知県名古屋市北区西志賀町 4 丁目 7 8 番地

氏 名 川添 博久

生年月日 昭和 2 7 年 1 1 月 2 4 日

任 期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員3人のうち、川添博久委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任しようとするものである。固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 2 号

いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定しようとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援について、国家公務員に係る措置との権衡を図るため、いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市職員の育児休業等に関する条例（平成15年いなべ市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第7条第2項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第9条第2号中「(平成15年いなべ市条例第24号)」を削る。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 3 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

予防接種健康被害調査委員会の委員及び学校運営協議会の委員に支払う報酬の額を新たに定めるため、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 保育所運営委員会の委員の項を削り、同表指定管理者選定委員会の委員の項の次に次のように加える。

予防接種健康被害調査委員会の委員	日額 7,000 円
学校運営協議会の委員	年額 3,000 円

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

いなべ市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

いなべ市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
しようとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

消防団員の報酬等の基準の策定について（令和 3 年 4 月 1 3 日付消防
庁長官通知）及び消防団員の処遇等に関する検討会最終報告書にて、消
防団員の処遇の改善を求められたことにより、消防団員の報酬等を年間
報酬と出動内容に応じた出動報酬とし、その処遇改善を図り消防団員の
士気向上と確保を図るため、いなべ市消防団に関する条例の一部を改正
するについては地方自治法（昭和 2 3 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市消防団に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市消防団に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 14 条を次のように改める。

（消防団員の報酬）

第 14 条 消防団員の報酬は、年間報酬及び出動報酬とする。

2 年間報酬は、別表第 1 に定める額とする。

3 出動報酬は、別表第 2 左欄に掲げる職務に従事した場合において、同表中欄に掲げる出動単位に応じて、同表右欄に掲げる額とする。

4 前 3 項に定めるもののほか、消防団員に支給する報酬については、一般職の職員に支給する給料の例による。

第 15 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の場合を除き」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 4 項を同条第 2 項とする。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 14 条関係）

区分	年間報酬の額
団長	200,000 円
副団長	170,000 円
指揮隊長	135,000 円
分団長	110,000 円
副分団長	85,000 円
部長	70,000 円
班長	60,000 円
団員	40,000 円

別表第 2（第 14 条関係）

区分	出動単位	出動報酬の額
災害	1 日（4 時間以上 8 時間未満）	8,000 円
	半日（4 時間未満）	4,000 円
山岳救助及び行方不明者 捜索	1 日（4 時間以上 8 時間未満）	8,000 円
	半日（4 時間未満）	4,000 円
訓練及び研修	1 日（4 時間以上 8 時間未満）	8,000 円
	半日（4 時間未満）	4,000 円
会議	半日（4 時間未満）	4,000 円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 号

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

年金担保貸付事業は段階的に事業規模の縮減が図られるとともに、令和 2 年の年金制度改正にて、令和 4 年 3 月末で新規の申込受付を終了することが決定されたことにより、いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

いなべ市消防団員等公務災害補償条例（平成15年いなべ市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
しようとする。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

三重県国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険税率を改め、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が令和4年4月1日に施行されることに伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずるため、いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険税条例（平成31年いなべ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の7.29」を「100分の7」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「21,000円」を「23,700円」に改める。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に、「14,500円」を「12,300円」改め、同条第2号中「7,250円」を「6,150円」に改め、同条第3号中「10,875円」を「9,225円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.74」を「100分の2.82」に改める。

第7条中「8,000円」を「9,300円」に改める。

第8条第1号中「4,600円」を「4,800円」に改め、同条第2号中「2,300円」を「2,400円」に改め、同条第3号中「3,450円」を「3,600円」に改める。

第9条中「100分の2.24」を「100分の2.15」に改める。

第10条中「8,000円」を「8,300円」に改める。

第11条中「3,200円」を「3,300円」に改める。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「14,700円」を「16,590円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「10,150円」を「8,610円」に改め、同号イ(イ)中「5,075円」を「4,305円」に改め、同号イ(ウ)中「7,616円」を「6,458円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,510円」に改め、同号エ(ア)中「3,220円」を「3,360円」に改め、同号エ(イ)中「1,610円」を「1,680円」に改め、同号エ(ウ)中「2,415円」を「2,520円」に改め、同号オ中「5,600円」を「5,810円」に改め、同号カ中「2,240円」を「2,310円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「10,500円」を「11,850円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「7,250円」を「6,150円」に改め、同号イ(イ)中「3,625円」を「3,075円」に改め、同号イ(ウ)中「5,440円」を「4,613円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,650円」に改め、同号エ(ア)中「2,300円」を「2,400円」に改め、同号エ(イ)中「1,150円」を「1,200円」に改め、同号エ(ウ)中「1,725円」を「1,800円」に改め、同号オ中「4,000円」を「4,150円」に改め、同号カ中「1,600円」を「1,650円」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「4,200円」を「4,740円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「2,900円」を「2,460円」に改め、同号イ(イ)中「1,450円」を「1,230

円」に改め、同号イ(ウ)中「2,176円」を「1,845円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,860円」に改め、同号エ(ア)中「920円」を「960円」に改め、同号エ(イ)中「460円」を「480円」に改め、同号エ(ウ)中「690円」を「720円」に改め、同号オ中「1,600円」を「1,660円」に改め、同号カ中「640円」を「660円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減免するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,555円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,925円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,850円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,395円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,325円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,650円

第24条中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条中」を「前条第1項第1号中」に、改める。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第14項中「第23条中」を「第23条第1項中」に改める。

附則第15項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条並びに第5条の改正規定(「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)、第6条の改正規定(「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。)及び第23条の改正規定(「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のいなべ市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 7 号

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）が改正されたため、いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年
いなべ市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業 (第 42 条―第 48 条)」を「第 5 章 事業所内
保育事業 (第 42 条―第 48 条) 第 6 章 雑則 (第
49 条)」に改める。

第 5 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条中「及び第 5 項」を「、第 2 項及び第 5 項」に、「以下第 3 号」を「以下こ
の条」に改め、「保育所をいう」の次に「。以下同じ」を、「幼稚園をいう」の次に
「。以下同じ」を、「認定こども園をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 2
号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第 3 号中「こ
の号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条に次の 4 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著
しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと
認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれ
の役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよ
うにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力
を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所 (次号
において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が
提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育
事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者 (次号において「小規模保育事業 A 型
事業者等」という。)

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案し
て小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用し
ないこととすることができる。

- (1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育
事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置そ
の他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係
る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要

な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第27条の見出しを削る。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第3項及び第31条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第43条第1号中「設置し、及び管理」を「設置し及び管理」に改め、同条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いる

ものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第2項第3号中「おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。以下次号において同じ。)」を「(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。以下次号において同じ。) おおむね20人につき1人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるものについては、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第46条中「保育所型事業所内保育事業を行う者」を「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者」に改める。

第47条第2項第3号中「おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。以下次号において同じ。)」を「(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。以下次号において同じ。) おおむね20人につき1人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第48条中「小規模型事業所内保育事業を行う者」を「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者」に改め、「設置し、及び管理」を「設置し及び管理」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 8 号

いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律 6 5 号）の制定により子ども・子育て支援新制度が施行されたため、いなべ市立保育所条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例

いなべ市立保育所条例（平成 15 年いなべ市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第 2 条中「保育所」を「前条の規定により設置する保育所（以下「保育所」という。）」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（入所児童の範囲）

第 3 条 保育所に入所することのできる児童は、法第 24 条第 1 項に規定する児童（以下「保育を必要とする児童」という。）とする。

2 市長は、保育を必要とする児童を入所させてなお定員に余裕のあるときに限り、保育を必要とする児童以外の児童を保育所に入所させることができる。

第 4 条中「申込手続その他保育の実施」を「この条例の施行」に、「市長が別にこれを」を「規則で」に改め、同条を第 9 条とする。

第 3 条の次に次の 5 条を加える。

（入所の申込み等）

第 4 条 保育を必要とする児童について保育所への入所を希望する保護者は、規則で定めるところにより市長に入所の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定による入所の申込みがあったときは、法第 24 条第 3 項（法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整の結果に基づき入所の承諾又は不承諾を決定する。

3 市長は、前項の調整の結果によるほか、次の各号のいずれかに該当する児童について入所を承諾しないことができる。

(1) 保育を必要とする事由が確認できないとき。

(2) その他保育所において保育することが困難であると認められるとき。

4 前 3 項（前項第 1 号を除く。）の規定は、前条第 2 項に規定する児童の保育所への入所について準用する。この場合において、第 2 項中「法第 24 条第 3 項（法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整の結果に基づき」とあるのは「市長が別に定めるところにより」と、前項中「調整の結果」とあるのは「市長が別に定めるところ」と読み替えるものとする。

（退所）

第 5 条 市長は、保育所に入所している児童が次の各号（第 3 条第 2 項の規定により入所した児童（以下「私的契約児」という。）にあっては、第 2 号から第 5 号まで）のいずれかに該当する場合は、入所の承諾を取り消し、退所させることができる。

(1) 保育を必要とする事由がなくなったとき。

(2) 市外に転出し、又は死亡したとき。

- (3) 正当な理由がなく長期間にわたって保育を受けた実績がないとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により入所の承諾を受けたとき。
- (5) その他当該児童を保育所において保育することが困難であると認められる事由が生じたとき。

(保育の停止)

第6条 市長は、保育所に入所している児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該児童の保育を停止することができる。

- (1) 感染症にかかっており、又はかかっている疑いがあり、他の児童に感染させるおそれがあるとき。
- (2) その他保育所において保育することが一時的に困難になったと認めるとき。

(保育料及び時間外保育料の徴収)

第7条 市長は、保育所に入所している児童の保護者から、保育料として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として別に定める額（当該保護者が市外に居住する場合にあっては、居住地の市町村が定める額）を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、私的契約児の保護者から保育料として徴収する額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。

3 市長は、第1項の保育料のほか、保育所に入所している児童（私的契約児を除く。）であって子ども・子育て支援法第59条第2号に規定する時間外保育を受けたものの保護者から、時間外保育料として、30分当たり100円を超えない範囲内において規則で定める額を徴収する。

(保育料及び時間外保育料の減免)

第8条 前条に規定する保育料及び時間外保育料は、市長が特に必要と認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のいなべ市立保育所条例の規定により入所している児童については、この条例による改正後のいなべ市立保育所条例の規定により、入所の申込みを行い、入所の承諾を受けたものとみなす。

議案第9号

財産の無償貸付について

(北勢線運営事業に係る三岐鉄道株式会社への無償貸付)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

1 財産（土地）の表示

所 在 いなべ市北勢町麻生田字松崎4089番 他461筆
面 積 102,850.61㎡（合計）

2 無償貸付期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 無償貸付の相手方

三重県四日市市富田三丁目22番83号
三岐鉄道株式会社
代表取締役社長 渡邊 一陽

提案理由

北勢線運営事業については、令和4年度から令和6年度まで引き続き運行支援をしようとしているため、沿線市町が所有する鉄道用地についても、引き続き無償で貸付けようとするものである。財産を適正な価格なく貸し付けることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第10号

いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

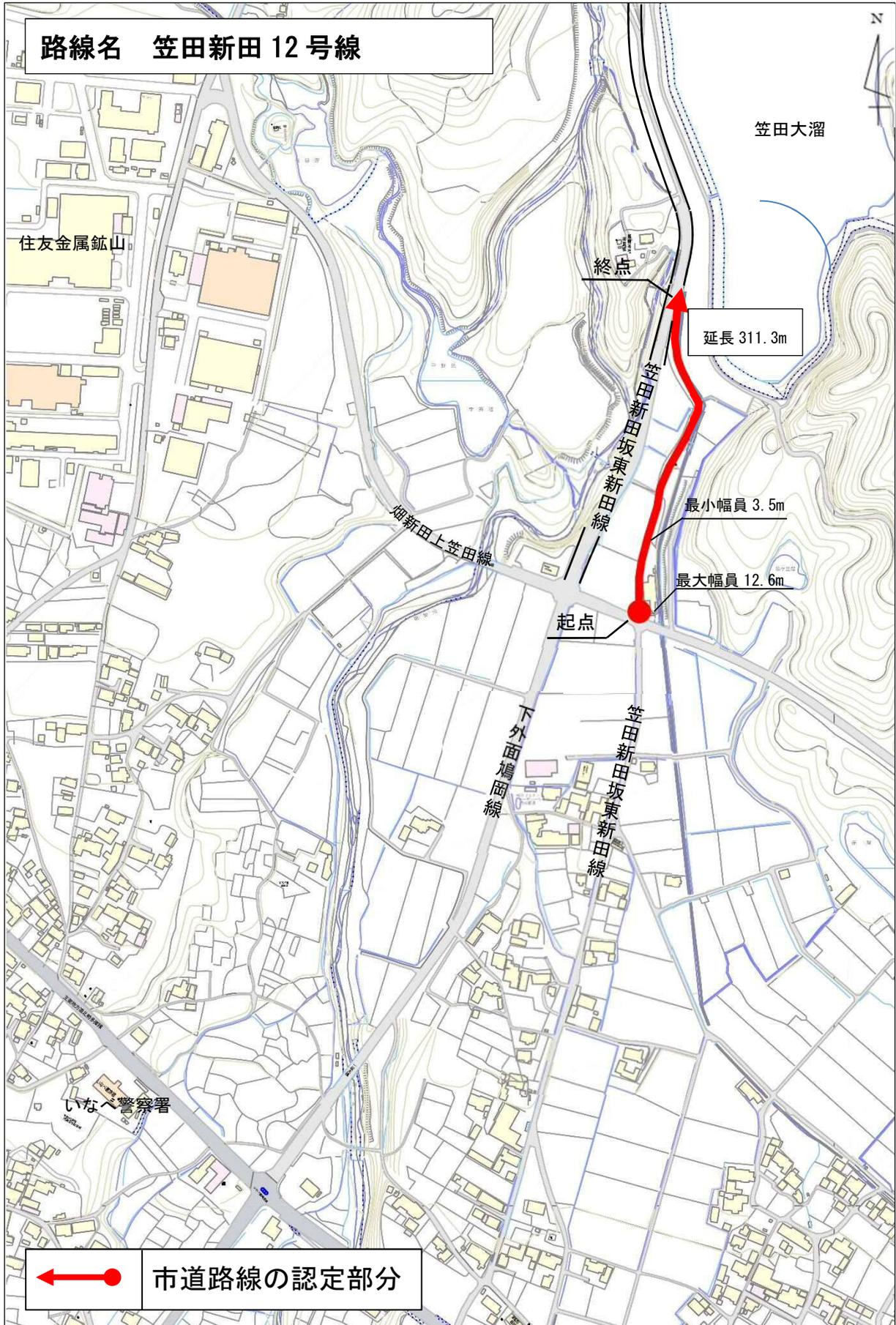
笠田新田坂東新田線を整備したことに伴い、旧道となった区間を新たな市道として認定するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

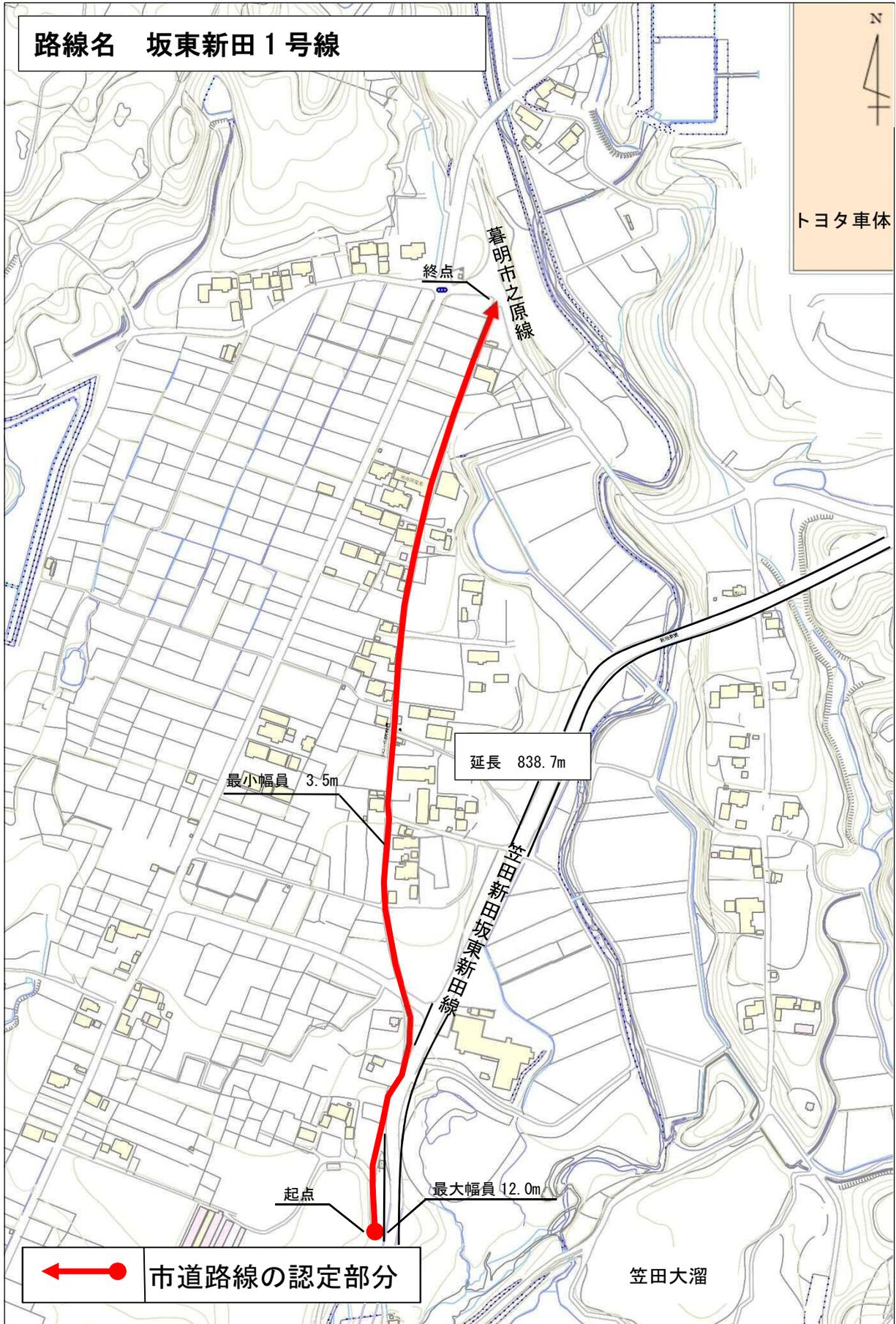
認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
笠田新田12号線	員弁町笠田新田地内	員弁町笠田新田地内	
坂東新田1号線	員弁町坂東新田地内	員弁町坂東新田地内	

位置図



位置図



議案第 11 号

いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和 4 年 2 月 22 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

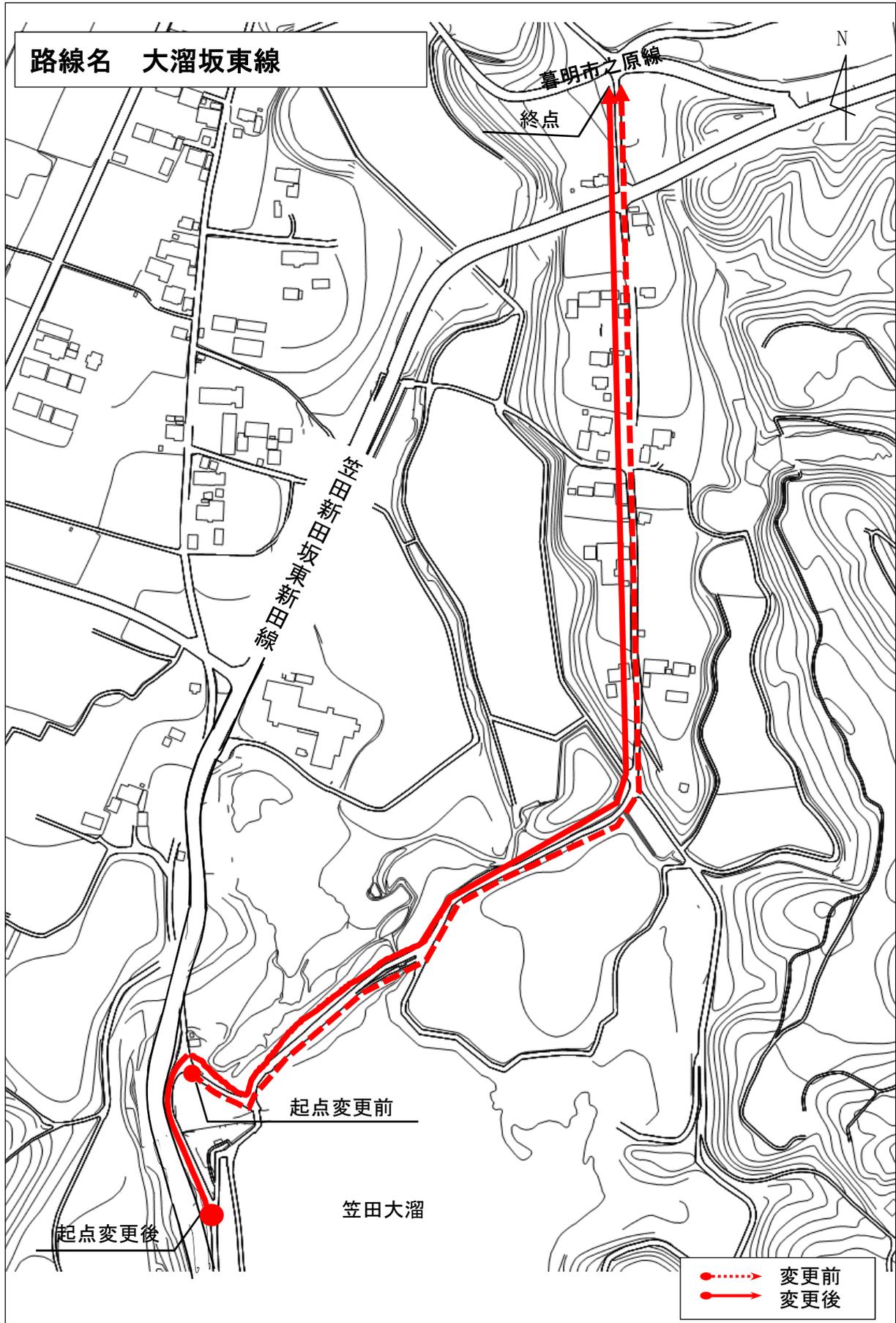
市道路線の起点を変更することについては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

変更しようとする路線

路線名	変更の前後の別	起点	終点	重要な経過地
大溜坂東線	変更の前	員弁町笠田新田地内	員弁町市之原地内	
	変更の後	員弁町笠田新田地内	員弁町市之原地内	

位置図



議案第 1 2 号

令和 3 年度いなべ市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 3 年度いなべ市一般会計補正予算（第 1 1 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 1 3 号

令和 3 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第14号

令和3年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別案のとおり提出する。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第15号

令和3年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別案のとおり提出する。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第16号

令和4年度いなべ市一般会計予算

令和4年度いなべ市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第17号

令和4年度いなべ市国民健康保険特別会計予算

令和4年度いなべ市国民健康保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第18号

令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第19号

令和4年度いなべ市介護保険特別会計予算

令和4年度いなべ市介護保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第20号

令和4年度いなべ市水道事業会計予算

令和4年度いなべ市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年2月22日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 21 号

令和 4 年度いなべ市下水道事業会計予算

令和 4 年度いなべ市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

いなべ市長 日 沖 靖